

亜鉛含有量に係る排水基準の見直し及びほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて (水質規制部会報告の概要)

(参考) 審議経過等

- H19. 7.18 大阪府知事から環境審議会へ諮問(水質規制部会を設置)
- H19. 9.21 第1回水質規制部会
- H19.10.2 ~ H19.11.1 パブリックコメント手続き実施
- H19.11.8 第2回水質規制部会
- H19.11.30 環境審議会に部会審議結果を報告

亜鉛含有量に係る排水基準の見直しについて

これまでの亜鉛含有量に係る排水基準の枠組み

国 : 排水基準を定める省令
(根拠: 水質汚濁防止法第3条第1項)

亜鉛含有量に係る許容限度 5 mg/L

適用対象: 1日当たりの平均的な排水の量が 50 m³以上である特定事業場()の排水
電気めっき施設等の法対象の特定施設を設置する事業場が対象

大阪府

上乗せ条例(根拠: 法第3条第3項)

特定事業場に対して、上乗せ条例により厳しい排水規制を規定

亜鉛含有量に係る許容限度 5 mg/L
適用対象: 1日当たりの平均的な排水の量が 30 m³以上である特定事業場の排水

大阪府生活環境の保全等に関する条例(生活環境保全条例)

特定事業場以外の事業場のうち、生活環境保全条例に規定する事業場(届出事業場())に対する排水規制を規定

亜鉛含有量に係る許容限度 5 mg/L
適用対象: 1日当たりの平均的な排水の量が 30 m³以上である届出事業場の排水
鉄鋼業、金属製品製造業、機械器具製造業の用に供する溶融めっき施設等の届出施設を設置する事業場

国の動向

環境基準の設定 (H15.11.5環境省告示第123号)

目的: 有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生育環境の保護

区分: 生活環境の保全に関する環境基準

項目: 全亜鉛濃度

水域	類型 ^{注)}	基準値(年平均値)
河川	生物 A	0.03 mg/L 以下
	生物特 A	0.03 mg/L 以下
	生物 B	0.03 mg/L 以下
	生物特 B	0.03 mg/L 以下
海域	生物 A	0.02 mg/L 以下
	生物特 A	0.01 mg/L 以下

適用水域: 基準適用には類型当てはめが必要
大和川は生物 B に指定(H18.6)
他の水域は今後順次指定を進める。

注) 類型の区分

- 河川生物 A : イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
- 河川生物 B : コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
- 海域生物 A : 水生生物の生息する水域
- 生物特 A、特 B : 生物 A、生物 B の水域のうち、各水域に係る水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域

排水基準を定める省令の改正(H18.11.10環境省令第33号)

亜鉛含有量に係る許容限度 2 mg/L
ただし、以下に係る事業場については、暫定排水基準として 5 mg/L を適用(5年間)

金属鉱業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業(ソーダ工業等を除く)、
表面処理鋼材製造業、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・
精製業、建設用・建築用金属製品製造業(表面処理を行うものに限る。)、溶
融めっき業、電気めっき業、下水道業(一定の条件に該当するもの)

新設事業場 平成18年12月11日から適用
既設事業場 平成19年6月11日から適用

河川・海域の全亜鉛濃度(H18)

- 河川
 - ・80 水域中 12 水域で 0.03mg/L を超過(超過率 15%)
 - ・BOD等の類型別では、水産の利水に適した A ~ C は 95% が達成。D、E は 53% が超過。
- 海域
 - ・全地点で生物特 A の 0.01mg/L を達成

排水基準見直しの考え方

- 考え方1: これまでの排水基準が適用されている日平均排水量 30 m³以上の事業場への適用について検討する。
- 考え方2: 府域の事業場の排水実態を踏まえ、必要に応じて暫定基準の設定も検討する。
- 考え方3: 基準が強化される既設事業場には、猶予期間を設ける。

上乗せ条例及び生活環境保全条例に基づく排水基準の見直し案

亜鉛含有量に係る許容限度 2 mg/L
(適用対象: 日平均排水量が 30 m³以上の特定事業場・届出事業場)
ただし、電気めっき業に係る事業場については、暫定排水基準として 5 mg/L を適用(施行日から5年間、既設事業場のみ)
既設事業場については、施行日から6か月間は適用を猶予

ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直しについて

ほう素等3項目に係る排水基準と経過

平成13年7月 国は、水質汚濁防止法に基づき、ほう素等3項目に一律排水基準を設定、ただし、直ちに一律排水基準を達成することが著しく困難な業種に暫定排水基準を設定
 暫定排水基準を平成16年7月、平成19年7月に改正し、現在21業種に設定（適用期間は平成19年7月1日～平成22年6月30日）
 平成14年3月 府は、水質汚濁防止法に基づく排水基準設定を受けて上乗せ条例等を改正し、上乗せ排水基準、生活環境保全条例の排水基準を設定
 ただし、一部業種に暫定排水基準を設定 平成17年4月に暫定排水基準を改正し、現行の暫定排水基準は平成20年3月31日で適用期限を迎える

【ほう素等3項目に係る法及び条例に基づく一律排水基準】

項 目			排 水 基 準		<参考> 環境基準
			水質汚濁 防 止 法	上乗せ条例及び 生活環境保全条例	
ほう素及び その化合物	海域以外の公共用水域 に排出されるもの	上水道水源地域	10mg/L	1mg/L	1mg/L
		その他の地域			
	海域に排出されるもの		230mg/L	10mg/L	
ふっ素及び その化合物	海域以外の公共用水域 に排出されるもの	上水道水源地域	8mg/L	0.8mg/L	0.8mg/L
		その他の地域			
	海域に排出されるもの		15mg/L		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	上水道水源地域		100mg/L	10mg/L	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素として 10mg/L
		その他の地域			

【ほう素等3項目に係る経過措置】

暫定排水基準設定業種区分数
 上水道水源地域
 ほう素 2業種（2区分）
 ふっ素 2業種（2区分）
 アンモニア等 5業種（6区分）
 海域
 ほう素 9業種（10区分）
 ふっ素 4業種（4区分）
 上記以外
 ふっ素 4業種（4区分）
 適用期限 平成20年3月31日

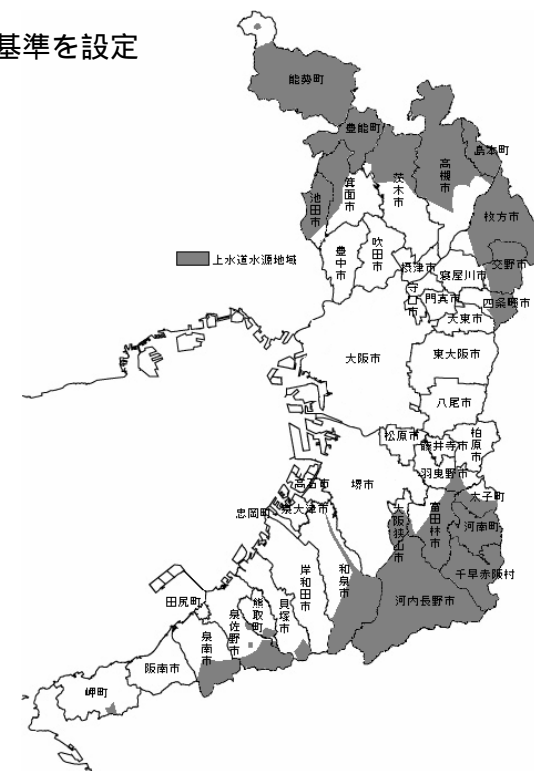


図 上水道水源地域図

経過措置の見直しの考え方

- 考え方1：上水道水源地域については、上水道水源保護の観点から上乗せ基準の適用を検討する。
- 考え方2：海域については、ほう素及びふっ素の環境基準は適用されないが、人為的な排出による海域の濃度上昇を抑制するため、陸域と同様の基準を適用する。
- 考え方3：上水道水源地域及び海域を除く公共用水域については、一定の水準を保ちつつ、法と同様の基準を適用する。
- 考え方4：生活環境保全条例に基づく届出事業場に適用する暫定排水基準については、法に基づく特定事業場と同様の基準を設定する。
- 考え方5：今回設定する暫定排水基準については、一定の適用期間を設定して、適切な見直しを行う。

上乗せ条例及び生活環境保全条例に基づく経過措置の見直し案

上乗せ条例に基づく暫定排水基準 上水道水源地域

項 目	業 種（既設）	暫定排水基準（mg/L）		上乗せ基準 （mg/L）	法排水基準 （mg/L）	
		H20.3.31まで	H20.4.1から			
ほう素	電気めっき業	10	2	1	10	
	ほう酸製造業	10	廃止（1）			
ふっ素	電気めっき業	8	廃止（0.8）	0.8	8	
	旅館業	15	15			
アンモニア等	畜産農業	900	900	10	100	
	食料品製造業	日平均排水量30m ³ 以上のもの	100			40
		日平均排水量30m ³ 未満のもの				100
	金属製品製造業	日平均排水量30m ³ 以上のもの	100			25
		日平均排水量30m ³ 未満のもの				100
	下水道業		25			20
し尿処分業	化学処理を行うもの	100	30			
	化学処理を行うものを除く。	30	20			

注）「廃止（1）」、「廃止（0.8）」は、暫定排水基準を廃止し、上乗せ基準1mg/L、0.8mg/Lをそれぞれ適用することを示す。

生活環境保全条例に基づく暫定排水基準 法や上乗せ条例に基づく暫定排水基準の見直しに合わせ、6業種7区分で廃止、14業種14区分で強化
 適用期間 平成20年4月1日～平成23年3月31日（3年間） 猶予期間は設定しない。

海域
 ほう素：9業種（10区分）
 ・ほう酸製造業
 100mg/L 80mg/L
 ・他の8業種（9区分）
 現行基準を延長して適用
 ふっ素：4業種（4区分）
 現行基準を延長して適用
 上水道水源地域・海域以外
 ふっ素：4業種（4区分）
 現行基準を延長して適用

上水道水源地域の見直し 上水用の原水の取水がなくなった1地域（茨木市内の佐保川の上流域）について対象から除外